

申請期間は9月1日～12月28日

地域活動団体の取り組みに助成します



令和2年度第3回地域コミュニティ事業助成

区民主体の地域活動団体が行う防犯パトロールや世代間交流等の取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化・絆づくりを推進します。

【対象団体】▶町会・自治会、地区町会連合会、地区協議会、またはこれらいずれかの団体を含む実行委員会

▶地域活動団体・NPO法人等(一定の要件あり)

【対象事業】11月1日(日)～令和3年3月31日(水)に実施する次のいずれかの事業

▶地域全体の課題解決、▶安全安心なまちづくり、▶地域交流の促進

【助成金額】原則として助成対象経費の4分の3(1事業につき上限10万円)

【申込み】事前予約の上、所定の申請書等を9月1日(火)～12月28日(月)に事業を実施する地域の特別出張所(特別出張所所管地区以外は地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階)☎(5273)4127へ。各特別出張所等で申請に関する相談を受け付けています。

※各地区の助成状況によっては、受け付けできないことがあります。詳しくは、お問い合わせください。

※9月30日(水)までに申請された事業は10月30日(金)までに、10月1日(木)～12月28日(月)に申請された事業は主たる事業実施日までに交付対象事業を決定します。いずれの場合も、申込期限は主たる事業の始まる3週間前までです。

※詳しくは、新宿区ホームページ、特別出張所・地域コミュニティ課コミュニティ係で配布する募集要項でご案内しています。

将来認知症になる等の不安に備えたい方へ



任意後見講座・事業説明会 講

任意後見制度は、本人が契約の締結に必要な判断能力がある間に、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ選んだ方(将来の任意後見人)と将来お願いする内容を決め、公正証書で契約するものです。

①任意後見講座

【日時】9月29日(火)午後1時30分～2時50分

【対象】区内在住・在勤・在学の方、区内在住の方の親族、15名

【内容】任意後見制度の仕組み、利用までの流れ(講師は伊藤知加子/司法書士)

②任意後見事業説明会

【日時】9月29日(火)午後3時～4時

【対象】区内在住の方、区内在住の方の親族、15名

【内容】区社会福祉協議会の任意後見事業の内容、利用方法、利用料金ほか

……………<①②共通>……………

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【申込み】9月23日(水)までに電話かファックス・電子メール(7面記入例のほか区内在住・在勤・在学・区内在住の方の親族の別、希望する回(①②の別)を記入)または直接、区成年後見センター(高田馬場1-17-20)☎(5273)4522・FAX(5273)3082・Esk@shinjuku-shakyo.jpへ。応募者多数の場合は抽選し、結果は落選者にのみお知らせします。

区内在住の女性求職者などで区内で働きたい方へ

オンライン個別相談会・合同企業説明会

●●● 自宅に居ながら仕事について相談できる・企業と出会える ●●●

【問合せ】新宿区中小企業への就職マッチング支援事業事務局(株)HRP内 ☎(3222)1801へ。

【区の担当課】消費生活就労支援課消費生活就労支援係 ☎(5273)3925

①オンライン個別相談会

アプリ「Zoom」を使ったビデオ通話で女性求職者向けに就労相談をお受けします。

【日時】10月7日(水)・15日(木)・17日(土)・26日(月)・11月4日(水)・9日(月)・21日(土)・12月5日(土)・9日(水)・15日(火)、開始時間はいずれも午前10時・11時、午後1時・2時・3時(1回50分)

②オンライン合同企業説明会

アプリ「Zoom」を使ったビデオ通話による説明会で、オンラインを活用した女性の採用・育成に積極的な区内中小企業(12社程度)が参加します。

【日時】9月29日(火)午前10時～午後2時30分

【協力】ハローワーク新宿

……………<①②共通>……………

【参加方法】アプリ「Zoom」をお手持ちのデバイス(スマートフォンやパソコン)に事前にダウンロードし、同事務局から届くメールに記載のURLを、当日、クリックしてください。時間になったらビデオ通話が始まります。

【申込み】8月30日(日)から「新宿区しごと図鑑」ホームページ(HP<https://shinjuku-shigoto.com/>、右図QRコード参照)で受け付けます。①は各回先着1名。



長寿をお祝いします

ことぶき祝金をお贈りします

●9月中旬から郵送でお届けします

【対象・金額】令和2年9月1日現在、区内在住で、次に該当する方

▶古希(70歳)昭和25年4月1日～26年3月31日生まれ…5,000円

▶喜寿(77歳)昭和18年4月1日～19年3月31日生まれ…7,000円

▶米寿(88歳)昭和7年4月1日～8年3月31日生まれ…10,000円

▶長寿(96歳～99歳)大正10年4月1日～14年3月31日生まれ…30,000円

100歳以上の方に祝金30,000円と祝品をお贈りします

【対象】大正10年3月31日までに生まれた方

※対象の方には、8月中旬に通知をお送りしています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度の区長訪問は中止します。



敬老会は中止します

区内在住の77歳以上の方を対象に10月に開催を予定していた令和2年度の敬老会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。

【問合せ】地域包括ケア推進課 高齢いきがい係(本庁舎2階) ☎(5273)4567へ。

都内在住の70歳以上の方 対象

更新期間は10月10日まで

東京都シルバーパスの一斉更新

東京都シルバーパスで、都営バス、都営地下鉄、都電荒川線、日暮里・舎人ライナーと都内の民営バスに乗車できます。

現在シルバーパスをお持ちの方には、8月中旬に東京バス協会から「更新手続き案内」「シルバーパス負担金払込票」をお送りしています。同封のご案内をご覧ください。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区役所本庁舎・特別出張所での臨時更新窓口は設置しません。ご注意ください。

【費用】

▶(1)令和2年度の住民税が課税の方…20,510円

▶(2)令和2年度の住民税が非課税の方…1,000円

▶(3)令和2年度の住民税が課税で平成31年1月～令和元年12月の合計所得金額が125万円以下の方…1,000円

▶(4)平成17年度の住民税が非課税の方で、令和元年度まで途切れることなく継続して毎年経過措置により1,000円でシルバーパスの発行を受けている方…1,000円

【更新方法】

●昨年と費用の変更がない方

シルバーパス負担金払込票での支払いが確認され次第、新しいシルバーパスを郵送します。

※シルバーパス購入窓口では更新できません。

●昨年と費用の変更がある方

下記をお持ちの上、ご案内に記載のシルバーパス購入窓口で更新してください。

▶シルバーパス負担金払込票

▶住所・氏名・生年月日が分かるもの(健康保険証、運転免許証等。住民票・パスポートは不可)

▶有効期限が「2020年9月30日」のシルバーパス

▶昨年の費用が(1)で今年は(2)(3)に該当する方は、次の①～③のいずれか1つ

①令和2年度介護保険料納入(決定)通知書(7月15日発行のもの)の所得段階区分欄に「1」～「6」のいずれかの段階が記載されたもの

②令和2年度住民税課税(非課税)証明書(1通300円)

③生活保護受給証明書(生活扶助の記載があるもの)

※費用(3)の方で、平成31年1月～令和元年12月に長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、必要書類が異なる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

※介護保険料納入(決定)通知書は、再発行できません。

